意思決定支援に関する指針

1. 基本方針

患者様が意思決定の主体であり、支援を行う前提としての環境整備、チーム支援、適切な情報提供等に努めます。具体的には、多職種から構成されるチームにより、患者様とそのご家族様に対して適切な説明等を行い、患者様の意思を出来る限り尊重し、情報を提供するよう努めます。

2. 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援

患者様が意思決定を行うことが困難な場合は、厚生労働省が作成した「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」を参考に、患者様の意思を出来る限り尊重し、ご家族様及び関係者、チームなどが支援するよう努めます。

3. 身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援

身寄りのない患者様に対する方針決定プロセスは、本人の有する判断能力や財力、信頼できる関係者の有無などの状況によって異なるため、介護・福祉サービス及び行政の関与などを活用し、厚生労働省が作成した「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を参考に、患者様の意思を出来る限り尊重し、関係者、チームなどが支援するよう努めます。

4. 2 及び 3 における後見支援

心身の状態及び生活の状況に応じ配慮が必要となります。後見人等を含め、患者様に関わる支援者らが常に、「意思決定の中心に本人を置く」という患者様中心主義を実現する必要があります。意思決定支援ワーキング・グループが作成した「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を参考に、後見人等が患者様の意思を出来る限り尊重し、関係者、チームなどが支援するよう努めます。

5. 2. 3. 4 にて決定が困難な場合

多職種から構成されるチームの提案により必要と判断された場合には、下関リハビリテーション病院倫理委員会によりその方針を検討します。

6. 参考資料

・厚生労働省「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」2018 年 3 月

・　厚生労働省「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」2019 年 5 月

・　意思決定支援ワーキング・グループ　「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」2020 年 10 月